

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県農業研究センター害虫防除実験室及びコンピューター室空調修繕工事
- (2) 履行場所 北上市成田地内(岩手県農業研究センター管理棟2階及び研究棟3階)
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月 17 日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 入札参加者資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日現在で、令和 7・8 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の電気設備工事に登録されている者で、県南広域振興局（北上地区）管内に本社、支店又は営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条における経營業務の管理責任者を置く営業所）を有していること。
- (3) 公告の日から過去 5 年以内に元請けとして、同様の業務を行った実績を有すること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その営業に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 入札参加資格申請書等の提出

- (1) 入札参加者は、参加資格者の確認に必要な書類として、次の書類を令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 5 時までに 13(4) の場所に各 1 部、提出しなければならない。
提出は持参に限ることとし、郵送又は電送によるものは認めない。
なお、提出した書類について説明を求められた場合は、説明をしなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1）
 - イ 業務実績調書（様式第 2）及び関係書類
- (2) (1) により提出された書類による入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行い、提出された書類を審査した結果、資格を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとし、審査の結果は令和 8 年 10 月 8 日（木）までにファクスで通知する。

4 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正はすることができない。
また、提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札書は、直接 5 の日時、場所に持参すること。郵便その他の方法による入札は認めない。

5 入札の日時及び場所

令和 8 年 10 月 9 日（金） 午前 10 時 00 分 岩手県農業研究センター本館 1 階 中会議室

6 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））
- (3) あて名は「岩手県農業研究センター所長」とすること。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名

7 入札保証金 免除

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が 2 つ以上提出した入札書
- (9) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

9 落札者の決定方法

- (1) 岩手県会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により、定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代って入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が発注者の指定する期日までに契約を締結しない時は、落札を取消すことがある。

10 再度入札に関する事項

最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を行うものとする。再度入札しても落札者がいない場合も同様とする。

11 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する修繕業務に係る契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者(県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

12 契約に関する事項

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

13 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書提出にあたり、受付へ申し出のうえ、必要に応じて現場を確認すること。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 入札等に関する照会先

岩手県農業研究センター企画管理部総務課
〒024-0003 岩手県北上市成田 20- 1
電話番号 0197-68-2331